

オンライン資格確認に関するQ & A

1	オンライン資格確認で、自己負担金免除の確認ができる対象者はどのような方ですか？	<p>後期高齢者医療制度の被保険者※（以下「資格確認対象者」という）のみが対象となります。</p> <p>※75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあるとして認定を受けた方が対象</p>
2	資格確認対象者の場合、オンライン資格確認で、自己負担金免除の確認を行ってよいですか？	<p>自己負担金免除対象者であることの確認は、原則、自己負担金免除確認書類で行ってください。</p> <p>（オンライン資格確認においては、収入や世帯構成等が変わるとデータ反映まで2カ月程度かかる場合があるため、実際の適用区分とは異なっていることがあります。）</p> <p>ただし、後日、自己負担金免除対象外として判明した場合、自己負担金免除対象者として取扱えません。</p>
3	資格確認対象者が、自己負担金免除確認書類を忘れた場合、オンライン資格確認で、自己負担金免除の確認を行ってもよいですか？	<p>自己負担金免除対象者であることの確認は、原則、自己負担金免除確認書類で行ってください。</p> <p>（オンライン資格確認においては、収入や世帯構成等が変わるとデータ反映まで2カ月程度かかる場合があるため、実際の適用区分とは異なっていることがあります。）</p>
4	どのような時にオンライン資格確認を行うのですか？	<p>有効な自己負担金免除確認書類を持参しておらず、資格確認対象者が、市民税所得割非課税世帯に属している旨の申出があった場合、オンライン資格確認で自己負担金免除対象者の確認を行うことは可能です。</p>
5	後期高齢者医療資格確認書の適用区分の欄が空欄となっていた場合、オンライン資格確認で、自己負担金免除の確認を行ってもよいですか？	<p>資格確認対象者が、市民税所得割非課税世帯に属している旨の申出があった場合、オンライン資格確認で自己負担金免除対象者の確認を行うことは可能です。</p>
6	資格確認対象者の適用区分をオンライン資格確認したところ、「一般 I」でした。自己負担金有りとして、接種費用を請求してよいですか？	<p>適用区分が「一般 I」の場合、自己負担金免除対象者となる方が含まれている可能性があるため、「B：市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書」で、自己負担金免除対象者の確認を行ってください。</p>

オンライン資格確認による判断フロー（後期高齢者医療制度の対象者に限る）

